

奈良県公の施設指定管理者選定審査会規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十六号

奈良県公の施設指定管理者選定審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号。以下「条例」という。)第二条の規定に基づき、奈良県公の施設指定管理者選定審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第二条 条例別表に規定する公の施設のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 奈良県社会福祉総合センター
- 二 奈良県西奈良県民センター
- 三 奈良県立橿原公苑(明日香庭球場)
- 四 奈良県第二浄化センタースポーツ広場
- 五 大湊池公園

(組織)

第三条 審査会は、委員八人以内で組織する。

2 委員は、指定管理者の選定に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第四条 委員の任期は三年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(部会)

第七条 審査会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第八条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第九条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第十条 審査会の庶務は、総務部行政経営課ファシリテイマネジメント室において処理する。

(その他)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。